

○公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡

に関する事務取扱要領

〔平成11年11月24日
土総第1828号〕

〔沿革〕 平成15年5月23日土企第525号改正、平成21年4月20日土企第67号改正、平成23年3月2日土企第2247号改正

1 目的

この要領は、国の建設業緊急安定化事業の一環として創設された「下請セーフティネット債務保証事業」の運用にあたり、沖縄県（以下「発注者」という。）から建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「受注者」という。）が沖縄県建設事業協同組合へ工事請負代金債権を譲渡をすることについての事務取扱を定めたものである。

2 債権譲渡関係

(1) 対象工事

この要領の対象とする工事は500万円以上とする。ただし、以下の工事は除くものとする。

ア 受託工事。

イ 発注者が役務的保証を必要とする工事。

ウ その他受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事。

(2) 債権譲渡先

債権譲渡先は、沖縄県建設事業協同組合（以下「債権譲渡先」という。）とする。

(3) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認は、工事履行報告書（様式1）により行うものとする。

(4) 譲渡債権の範囲

譲渡される発注者の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引き渡しをうけた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引き渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求に基づく金額を控除した額とする。

(5) 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）のない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることをもって第三者に対抗

出来る。(民法施行法第5条)

(6) 履行保証との関係

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾を得るものとする。

(7) 債権譲渡承諾書交付までの日数等

発注者は、受注者から債権譲渡承諾依頼書(様式2-1)を受領した日から10日(末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第2条に定める取り扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に諾否の決定を行い、受注者に通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、期限までに債権譲渡承諾依頼に対する諾否の決定ができない場合には、発注者はその旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

3 申請書類関係

(1) 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、下記ア～オの書類を受注者から提出させるものとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書(様式2-1) 3通

イ 受注者と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書(様式3-1、3-2)の写し1通(債権譲渡先においては当分の間、様式3-1を採用する)

ウ 工事履行報告書(様式1)

エ 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書各1通

オ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

(2) 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

ア 債権譲渡の承諾は、事務決裁規程に基づき1億5,000万円以上は部長、1億5,000万円未満は執行担当課(所)(以下「所管課等」という。)の長の専決とする。

イ 申請書類の受理

申請書類の受理は所管課等で行う。ただし、所管課等が本庁の場合で、出先機関において現場管理をしている場合は、当該出先機関を経由するものとする。

ウ 所管課等は申請書類受理後、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。

エ 所管課等は本制度専用の債権譲渡整理簿(様式4)により申請書類の受理状況及び承諾状況を管理すること。

オ 所管課等は債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式2-2)2通を受注者に交付すること。

(3) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下の通りとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書(様式2-1)

譲渡対象債権の金額(申請時時点)が工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

イ 債権譲渡契約証書(様式3-1、3-2)の写し

ウ 工事履行報告書(様式1)

工事履行報告書により、工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

エ 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書

(7) 債権譲渡承諾依頼書等の印影と照合すること。

(4) 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に所管課等に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することが出来るものとする。

(4) 融資実行の報告書の提出

受注者及び債権譲渡先が、発注者の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が開始された場合には、速やかに発注者に融資実行報告書（様式5）を提出するものとする。

(5) 工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式5）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更すること。

(6) 債権譲渡先からの債権金額の請求

ア 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求にあたっては、以下の書類を提出させるものとする。

(7) 工事請負代金請求書（様式6）1通

(4) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2-2）の写し1通

(ウ) 発行日から3ヶ月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書1通

(エ) 債権譲渡契約証書（様式3-1、3-2）の写し1通

イ 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、工事請負契約書第38条に基づく部分払いを請求することはできないものとする。ただし、複数年度に亘る工事の各年度末の出来高については、受注者は発注者に既済部分の検査の請求をし、債権譲渡先は検査後に発注者に工事請負代金の請求をすること。

(7) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

ア 工事請負代金請求書（様式6）

請求金額が2-(4)に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

イ 債権譲渡承諾書（様式2-2）の写し

3-(3)-(7)の規定に留意すること。

ウ 受注者及び事業協同組合等の印鑑証明書

3-(3)-(エ)の規定に留意すること。

(8) 支払の処理手順

支払担当者は上記(6)ア(7)～(エ)の書類等に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

4 その他の留意点

(1) 発注者における留意事項

下請セーフティネット債務保証事業は、健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため、発注者においては、債権譲渡をしたことをもって、受注者の経営状態が

不安定と みなし、また、指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意すること。

(2) 債権譲渡が行われた工事で当該工事が複数年度に亘り、かつ、債務負担行為を伴う工事の場合、前払金の支払は初年度のみとする。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月7日から施行する。

(様式1)

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
平成 年 月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
平成 年 月			
月			
月			
(記載欄)			

平成 年 月 日

住 所

□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

印

(様式 2 - 1)

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

(発注者) 御中

請負者

(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

〇〇〇建設業協同組合

実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、沖縄県建設業事業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第45条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は

— (2) 前払金額 金 円 その金額による

— (3) 中間前払金額

及び既部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合は
その金額による

(様式 2 - 2)

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異

議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第45条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

4 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

(発注者) _____ 印

確定日付印欄

(様式 3 - 1)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□□ (以下、甲という) と○○○建設業協同組合 (以下、乙という) とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第 1 条 (譲渡債権)

甲と□□□□ (以下、丙という) との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約 (以下、単に本件工事請負契約という) に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権 (以下、譲渡債権という) を、丙の承諾を得ることを停止条件として甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工 事 名

(2) 工 事 場 所

(3) 契 約 日 平成 年 月 日

(4) 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額 ((5) - (6)) 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第 2 条 (債権の移転の条件)

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第 3 条 (契約の効力の発生)

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第 4 条 (担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第 5 条 (禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、次条第2項の残額の返還を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還を妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するためになされているものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還することとする。

第7条（下請保護規定）

乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払うこととする。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は前条に規定する下請負人等への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

住 所

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

住 所

債権譲受人（乙）

沖縄県建設業事業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

(様式3-2)

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□□(以下、甲という)と沖縄県建設業事業協同組合(以下、乙という)とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条(譲渡債権)

甲と□□□□(以下、丙という)との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に本件工事請負契約という)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下、譲渡債権という)を、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工 事 名

(2) 工 事 場 所

(3) 契 約 日 平成 年 月 日

(4) 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額((5)-(6))金 円(平成 年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条(債権の移転の条件)

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条(契約の効力の発生)

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条(担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第2項の残額の返還を受ける債権及び同条第5項の残額の引渡しを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への返還及び引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権（以下、下請債権という）を担保するためになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の貸金債権以外の債権を担保するものではない。

- 2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者（法人、個人を問わない）または資材納入業者（法人、個人を問わない）で、第11条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第7条（被担保債権の優劣）

（文例1）

被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

- 2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた接分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

（文例2）

被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。2（上記第2項と同文）

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条により受領した金額について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。
- 3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算におい

て行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合。

4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

5 乙の貸金債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第9条第2項の場合、乙が甲に対して乙の貸金債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第12条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

住 所

債権譲渡人（甲） □□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

住 所

債権譲受人（乙） 沖縄県建設業事業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

(様式5)

融 資 実 行 報 告 書

平成 年 月 日

〔支出負担行為担当官
又は
分任支出負担行為担当官〕 御中

(甲) 〔譲渡人〕 住所
〔借入人〕 氏名 実印

(乙) 〔譲受人〕 住所
〔貸付人〕 氏名 沖縄県建設業事業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき平成 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は
- (2) 前払金額 金 円 その金額による
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(3) 債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合は
その金額による

[承諾番号]

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
- 2 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 3 口座名義

(様式6)

工 事 請 負 代 金 請 求 書

平成 年 月 日

総務部長（又は会計課長）及び執行担当課（所）長 殿

（債権譲受人） 住所
氏名 沖縄県建設業事業協同組合 実印

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一 請求金額

金 _____ 円

ただし、○○工事の代金

(内訳)

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 請負代金額 | ¥ _____ |
| (2) 前払金受領済額 | ¥ _____ |
| (3) 中間前払金受領額
及び部分払受領額 | ¥ _____ |
| (3) 履行遅滞の場合における損害金等 | ¥ _____ |
| (4) 今回請求金額 | ¥ _____ |

二 承認番号

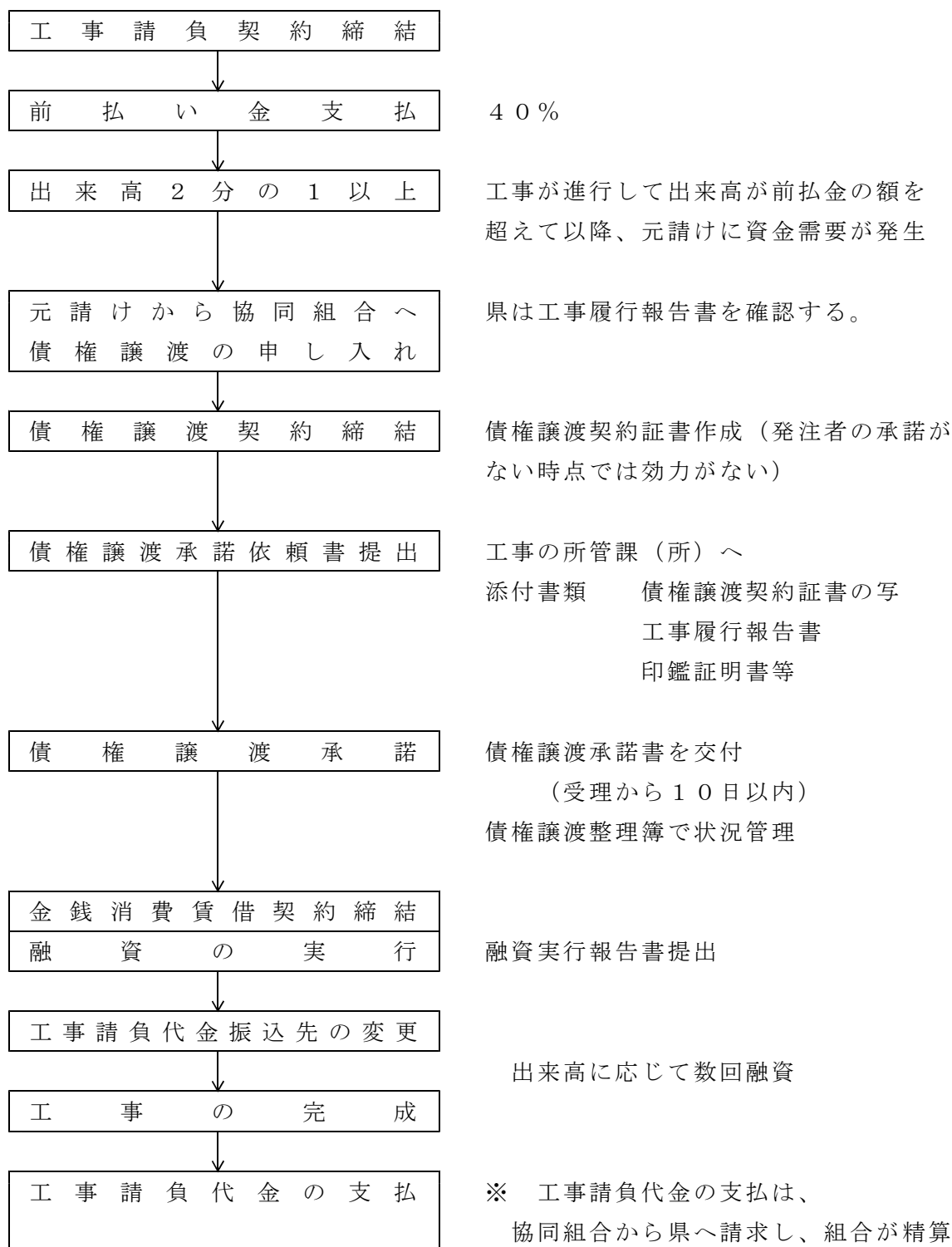
三 支払口座等

- 1 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
- 2 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
- 3 口座名義
(ふりがな)
××××
- 4 請求者の連絡先
住 所

電 話
ファックス

債権譲渡フローチャート

協同組合とは... 沖縄県建設事業協同組合



※ 契約解除になった場合は、

県が出来高確認し、出来高に対応する工事請負代金を協同組合へ支払う。

下請から組合への受益の意思表示がある場合や元請倒産時には、協同組合が元請に代わり下請に支払う。

※ 債権譲渡した当工事が繰り越しになった場合、年度末に県が出来高確認し、協同組合から県へ請求する。